

工事施工調整会議（三者会議）実施要領

（目的）

第1条 牛久市が発注する建設工事において、工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）により発注者、施工者、設計者（以下「三者」という。）がそれぞれ、事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認すると共に必要に応じて協議することにより、工事目的物の品質確保及び施工の円滑化を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 業務委託による設計成果に基づく工種を有する工事で、原則、以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

ただし、三者会議の効果が少ない等、発注者が不要と判断した工事は除く。

- （1）構造計算を伴う重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、杭基礎、軟弱地盤上の構造物、擁壁、補強土、ボックスカルバート、樋門・樋管、砂防堰堤、地すべり防止施設、斜面崩壊防止施設等）
- （2）設計条件で不確定な要素を有している工事
- （3）複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- （4）複雑な仮設構造物を伴う工事
- （5）作業工程に制約のある工事
- （6）環境保全に特別な配慮が必要な工事
- （7）新技術・新工法を用いて設計が行われる工事
- （8）その他、発注者が必要と認める工事

なお、工事発注後に施工者からの申し出があった場合については、協議のうえ、発注者が必要性を判断し、実施することができるものとする。

（三者会議の構成員）

第3条 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- （1）発注者：発注担当課長、発注担当課長補佐、監督職員を標準とする。また、これにより難しい場合は、変更することができる。
- （2）施工者：当該工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者等とする。
なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。
- （3）設計者：当該工事に係る設計等（詳細、調査解析を含む）を実施したコンサルタント等の管理技術者、照査技術者、担当技術者等。（設計・施工条件等を説明できる者）2名を標準とする。

(協議対象)

第4条 三者会議で協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

(1) 設計思想等に関する事項。

(2) 牛久市建設工事約款第18条(条件変更等)に関する事項。

※条番号は、請負金額により異なるので確認すること。

(3) 茨城県土木工事共通仕様書(建設工事必携) 1-1-1-3 設計図書の照査等に関する事項。【各種共通仕様書参照のこと】

(4) その他、設計・施工に関する事項。

(設計図書への明示)

第5条 発注者は、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明記する。

(三者会議の開催)

第〇〇条 本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、及びその設計を担当した設計者、並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計思想の伝達等を行うことにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とした「三者会議」を開催する工事である。

なお、「三者会議」は、「工事施工調整会議(三者会議)実施要領」に基づき実施するものとする。受注者は、工事着手前に「設計照査ガイドライン」等に基づき実施する。監督職員に照査結果及び質問回答書を書面により提出し、「三者会議」の開催を要請するものとする。

また、発注者は、三者会議の対象としない工事の発注に際して、特記仕様書に以下の内容を記載する。

(三者会議)

第〇〇条 本工事は、「三者会議」の開催を予定していないが、「三者会議」の開催が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

(設計者への工事情報の提供)

第6条 発注者は、事前に当該工事に関係する設計者に対し、三者会議の対象工事とすること及び工事発注時期等に関する情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第7条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際して疑問点及び確認を要する事項等を整理して、三者会議の開催

希望時期、照査結果及び疑問点等を監督職員に報告するものとする。なお、開催時期は、工事請負契約締結後、概ね30日以内を目処とする。開催回数は1回を標準とするが、施工条件に大幅な変化が生じるなど発注者が必要と認める場合は、複数回開催することができるものとする。

(三者会議の実施)

第8条 三者会議は、以下により実施することを基本とする。

(1) 開催時期

- ① 工事施工前（設計図書の照査及び現地調査後、施工計画書の提出前）
- ② 工事施工途中（現場条件の変更や施工条件の変化、設計変更等が発生した場合等で、開催の必要が生じた時）

なお、1工事当たりの会議の開催回数は、必要に応じて複数回開催することができる。

(2) 開催場所

三者会議を実施する場所は、発注者が指定する会議室等を基本とするが、現場条件を確認する必要があるなど、現場での開催が適切な場合には、施工者が準備する現場事務所等で開催するものとする。

(3) 開催の調整

- ① 発注者は、施工者の報告を受けて、その開催希望時期を基本として日程を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知するものとする。なお、設計者への出席要請は、別紙【様式1 三者会議】により通知する。
- ② 発注者は、施工者の報告を受けて、その照査結果や疑問点等について内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。

(4) 協議内容

次に掲げる内容に関する質疑応答を通して、三者間の情報共有を図る。

- ① 発注者による施工時の留意点の説明（事業目的、関係機関との協議調整状況、現場条件等）
- ② 設計者による設計内容の説明（設計意図、設計条件、施工時の留意点、仮設計画等）
- ③ 施工者による設計図書の照査及び技術提案等に関する説明（設計図書と現場条件との整合、仮設計画等）
- ④ その他、設計・施工に関する留意点の確認と疑問点の解決

(5) その他

- ① 会議開催に関する調整、運営及び進行は、発注者が行うものとする。
- ② 三者会議に使用する資料等は、三者それぞれが用意するものとする。

なお、三者会議で使用する資料は、安易に新しく作成することなく、既存の設計成

果資料を最大限に活用し作成すること。

- ③ 施工者は、三者会議での協議確認事項を会議録（任意様式とする）としてまとめ、三者相互の確認を受けるものとする。

（設計図書の変更等の対応）

第9条 三者会議において、設計図書の変更・追加等が必要と判明した場合は、会議録等において、その実施者、費用負担者を明確にすること。

ただし、設計コンサルタント等の責による当該設計業務等の契約不適合責任が判明した場合は、当該設計業務等委託契約書に基づき、修補の請求等を行うものとする。

その他、必要に応じて、発注者の負担により設計図書等を修正することとする。

（会議開催に要する費用）

第10条 三者会議に要する費用は、原則、発注者が負担する。

施工者に係る費用は、工事打合せであるため、工事請負金額に含まれる。設計者の会議出席に係る費用は、施工者が設計者へ支払うものとし、その費用は発注者が本工事の技術管理費に計上（間接工事費対象外）する。また、これにより難しい場合は、別途契約とする。（随意契約）

なお、設計者の会議出席に係る費用の算定は、以下を標準とする。

- （1）打合せ費用：主任技師0.5人／回、技師(A)0.5人／回とする。
- （2）旅費交通費：設計業務等標準積算基準によるものとする。
- （3）技術経費、諸経費は計上しないものとする。
- （4）その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。